

第131期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月23日(木曜日)午前10時

開催
場所

東京都品川区東品川二丁目5番8号
天王洲パークサイドビル20階
住友ベークライト株式会社 会議室

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時40分まで

目次

第131期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 定款一部変更の件	
■ 第3号議案 取締役9名選任の件	
■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 (添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。
なお、来場記念品の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 住友ベークライト株式会社

証券コード：4203

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号
住友ベークライト株式会社
代表取締役社長 藤 原 一 彦

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使していただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時40分までに書面またはインターネットによって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル20階
住友ベークライト株式会社 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第131期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第131期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.sumibe.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.sumibe.co.jp>）において、その旨掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

■ インターネットによる議決権行使の場合

**行使期限****2022年6月22日（水曜日）午後5時40分行使分まで**

● 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、賛否をご登録ください。

● 「議決権行使コード・パスワード入力」による議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力のうえ、賛否をご登録ください。

※ インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

詳細は次頁をご覧ください。

■ 書面による議決権行使の場合

**行使期限****2022年6月22日（水曜日）午後5時40分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■ 株主総会にご出席いただく場合

**株主総会開催日時****2022年6月23日（木曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による議決権行使

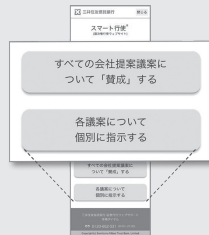
「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



■ 議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

- ※ インターネットによる議決権行使をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境やご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

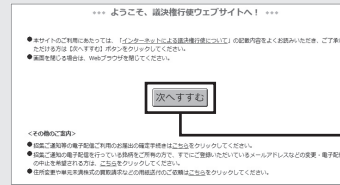
三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル ☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

「議決権行使コード・パスワード入力」による議決権行使

議決権行使ウェブサイト

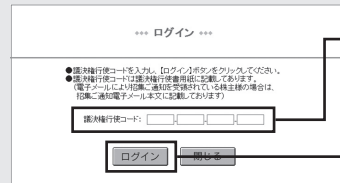
<https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



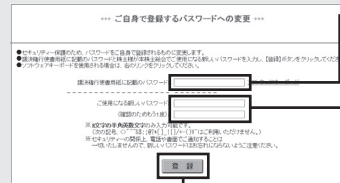
「次へすすむ」をクリック

- 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位への長期・安定的な利益還元に努めるとともに、将来の経営基盤を強固にしていくための内部留保の充実も念頭に置きながら、収益に応じた配当を行う方針であります。期末配当金につきましては、持続的成長に向けた戦略投資やM&Aの資金の確保も考慮し、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、昨年実施した中間配当金とあわせて、前期比35円増額の1株につき110円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき60円 総額2,823,345,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（参考書類等のインターネット開示） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第15条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役9名をご選任願いたいと存じます。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位	
1	ふじ 藤	わら 原	かず 一	ひこ 彦	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	いな 稲	がき 垣	まさ 昌	ゆき 幸	取締役 副社長執行役員	再任
3	あさ 朝	くま 隈	すみ 純	とし 俊	取締役 副社長執行役員	再任
4	なか 中	むら 村		たかし 隆	取締役 専務執行役員	再任
5	こ 小	ばやし 林		たかし 孝	取締役 常務執行役員	再任
6	くら 倉	ち 知	けい 圭	すけ 介	常務執行役員	新任
7	あ 阿	べ 部	ひろ 博	ゆき 之	社外取締役	再任 社外 独立
8	まつ 松	だ 田	かず 和	お 雄	社外取締役	再任 社外 独立
9	なが 永	しま 島	え 惠	つこ 津子	社外取締役	再任 社外 独立

(ご参考)

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等および各取締役との関係は、次の表のとおりとなります。なお、本表は、当社の取締役会が必要とする知識・経験・能力等のすべてを表すものではありません。また、取締役の知識・経験・能力等は、主なものに●印をつけております。

(2022年6月23日時点)

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等							
		企業経営	グローバル	営業・マーケティング	製造・生産技術	研究開発	サステナビリティ・E S G	D X ・情報システム	財務・会計
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	●				●	●		
稲垣 昌幸	代表取締役 副社長執行役員				●		●	●	
朝隈 純俊	取締役 副社長執行役員		●	●		●			
中村 隆	取締役 専務執行役員						●	●	●
小林 孝	取締役 常務執行役員		●	●	●				
倉知 圭介	取締役 常務執行役員		●		●	●			
阿部 博之	社外取締役		●		●	●			
松田 和雄	社外取締役	●	●						●
永島 恵津子	社外取締役	●					●		●

(注) 代表取締役は、本総会終了後の取締役会で選定を予定しております。

候補者
番号

1

ふじ わら かず ひこ
藤 原 一 彦

再任



■ 生年月日

1958年3月2日

■ 所有する当社株式の数

13,500株

■ 取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1980年4月 当社入社
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社常務執行役員
2014年6月 当社取締役 常務執行役員
2016年4月 当社取締役 専務執行役員
2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

当社事業全般にわたる経験や実績を有し、取締役として長年にわたり当社の経営の中核を担っております。2018年6月に代表取締役社長に就任して以来、リーダーシップを発揮し、社業をけん引しており、これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

いな がき まさ ゆき
稲 垣 昌 幸

再任



■ 生年月日

1959年7月27日

■ 所有する当社株式の数

13,300株

■ 取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社常務執行役員
2015年6月 当社取締役 常務執行役員
2017年4月 当社取締役 専務執行役員
2021年4月 当社取締役 副社長執行役員 (現在に至る)

担当 生産技術本部長 研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ事業開発推進部統轄コーポレートエンジニアリングセンター担当

取締役候補者とした理由

主に製造・生産技術部門における責任者として豊富な経験を有し、長年にわたりコーポレートの技術部門全般を統轄しております。また、現在は当社グループのサステナビリティ推進の責任者も務めており、これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

あさ くま すみ とし
朝 隈 純 俊

再任



生年月日

1961年1月3日

所有する当社株式の数
9,700株取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2010年 6月 当社執行役員
 2014年 4月 当社常務執行役員
 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2018年 4月 当社取締役 専務執行役員
 2022年 4月 当社取締役 副社長執行役員 (現在に至る)

担当 高機能プラスチックセグメント、スマートコミュニティ市場開発
 本部統轄

重要な兼職の状況

SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DIRECTOR (CEO)

取締役候補者とした理由

研究開発部門および半導体関連材料セグメントにおける責任者として豊富な経験を有するとともに、現在は高機能プラスチックセグメントを統轄しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

なか むら たかし
中 村 隆

再任



生年月日

1956年10月18日

所有する当社株式の数
5,800株取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1979年 4月 住友化学工業株式会社 (現住友化学株式会社) 入社
 2015年 3月 同社退職
 2015年 4月 当社執行役員
 2016年 4月 当社常務執行役員
 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2020年 4月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)

担当 経営戦略企画室長 総務本部、人事本部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、情報システム部、調達本部担当

重要な兼職の状況

住ベ情報システム株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

住友化学株式会社においては複数の事業部門にわたる職務に従事し、現在当社においては管理部門全般および調達部門の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

こ ばやし
小 林

再任



■ 生年月日

1963年2月22日

■ 所有する当社株式の数
7,000株

■ 取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

たかし
孝

略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社
2013年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員
2018年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)

担当

医療機器事業本部長 フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、尼崎工場統轄 S-バイオ事業部担当

重要な兼職の状況

秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長
S Bカワスミ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり高機能プラスチックセグメントの事業に従事し、中国地域事業の責任者を務めるなど豊富な経験を有するとともに、現在はフィルム・シート事業、医療機器事業およびS-バイオ事業の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

くら ち けい すけ
倉 知 圭 介

新任



■ 生年月日

1962年6月27日

■ 所有する当社株式の数
5,000株

略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社
2016年4月 当社執行役員
九州住友ベークライト株式会社代表取締役社長 (現在に至る)
2018年4月 当社常務執行役員 (現在に至る)

担当

半導体関連材料セグメント統轄

重要な兼職の状況

九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長
台湾住友培科股份有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

入社以来、回路製品・電子部品材料にかかわる国内外の事業に携わり、以降は半導体関連材料セグメントの事業において生産や研究開発分野の職務に従事し、現在は同事業の責任者を務めるなど当該分野における豊富な経験を有しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役候補者となりました。

あ べ ひろ ゆき
阿 部 博 之

■ 再任 ■ 社外 ■ 独立



- 生年月日
1936年10月9日
- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
13/13回 (100%)

略歴、地位および担当

1977年10月 東北大学工学部教授
1993年 4月 東北大学工学部長・工学研究科長
1996年11月 東北大学総長
2002年11月 東北大学名誉教授（現在に至る）
2007年 6月 当社社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、阿部博之氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。

まつ だ かず お
松 田 和 雄

再任 社外 独立



■ 生年月日

1948年11月11日

■ 所有する当社株式の数

2,200株

■ 取締役会への出席状況

12/13回 (92.3%)

略歴、地位および担当

- 1971年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1988年 2月 富士インターナショナル ファイナンス（現みずほインターナショナル）ロンドン筆頭副社長
1994年10月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）取締役
1995年 6月 同社常務取締役
1996年 6月 同社専務取締役
1997年 5月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）兜町支店長
2000年 4月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）専務執行役員
2000年10月 みずほ証券株式会社常務執行役員
2002年12月 同社理事
2003年 5月 日本精工株式会社理事
2004年 6月 同社執行役
2006年 6月 同社執行役常務
2008年 6月 同社執行役専務
2009年 6月 同社取締役代表執行役専務
2011年 6月 同社特別顧問
2015年 6月 当社社外監査役
2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

大同メタル工業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

ながしま えつこ
永島 恵津子

再任 社外 独立



- 生年月日
1954年8月23日
- 所有する当社株式の数
0株
- 社外監査役としての
取締役会への出席状況
3/3回 (100%)
- 取締役会への出席状況
10/10回 (100%)

略歴、地位および担当

1978年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
 1980年7月 公認会計士附柴会計事務所入所
 1982年10月 公認会計士登録
 1988年6月 公認会計士永島会計事務所開設 代表（現在に至る）
 2008年4月 監査法人ベリタス代表社員
 2019年6月 当社社外監査役
 2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

公認会計士永島会計事務所 公認会計士
 ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員）
 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に相応しいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、永島恵津子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。

- (注) 1. 中村 隆氏は、住ベ情報システム株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と当社との間には取引関係があります。
倉知圭介氏は、台湾住友培科股份有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っておりますほか、当社と当社との間には取引関係があります。
2. 上記1.の候補者以外の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
5. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、社外取締役候補者であります。
6. 阿部博之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の8年間、当社の社外監査役でありました。
松田和雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の1年間、当社の社外監査役でありました。
永島恵津子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の2年間、当社の社外監査役でありました。
7. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（17頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、3氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1名をご選任願いたいと存じます。なお、補欠監査役候補者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ゆ ぶ せつ こ
由 布 節 子

社外 独立



生年月日
1952年3月28日

所有する当社株式の数
0株

略歴および地位

1981年4月 弁護士登録

2002年1月 渥美・臼井法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）シニアパートナー（現在に至る）

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

パナソニックホールディングス株式会社 社外監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を有しておられることから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、由布節子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、社外監査役就任時に会社法第427条第1項の規定に基づき由布節子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、由布節子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 由布節子氏は、社外監査役候補者であります。
5. 由布節子氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（17頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

(ご参考)

当社は、次のとおり取締役および監査役の独立性に関する基準を定め、独立性を判断しております。

取締役・監査役の独立性基準

取締役および監査役の独立性を判断するための基準を、以下のとおりとする。

1. 取締役および監査役が独立性を有するためには、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないこととする。
 - ① 当社の主要な取引先（過去5年間に該当するもの）
 - ・直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の取引がある者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・当該対象者が主要な取引先である者の業務執行者の地位を離れている場合、退職後5年以上経過していないこと
 - ・当社を主要な取引先とする者については、取引実態に即して判断する
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント等
 - ・当社から役員報酬を除き年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者（弁護士法人、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者を含む）
 - ・当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者を含む）
 - ③ 主要株主
 - ・当社株式の議決権保有割合が10%以上の者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・過去5年間に上記の法人その他の団体の業務執行者であった者
 - ④ 近親者
 - ・当社グループの業務執行者の配偶者および2親等以内の近親者
 - ・①～③に該当する者の配偶者および2親等以内の近親者については、実態に即して独立性を判断する
2. 上記1. 以外の属性において独立性が疑われる場合については、個別に取締役会が独立性を判断する。

以 上

〔添付書類〕

事業報告（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、新型コロナワクチン接種の進展などにより、国や地域によるばらつきはあるものの、総じて経済活動の回復が継続しました。しかし、足元では新型コロナウイルスの新たな変異株の流行や資源価格の高騰など、依然として予断を許さない状況が続いていることに加え、ウクライナ情勢の悪化によるエネルギー価格のさらなる上昇などが景気減速の懸念となっています。

当社グループを取り巻く経営環境は、半導体分野においては、5Gスマートフォンの普及に加え、各種サービスのデジタル化の加速とそれに伴うインフラ整備の拡充により、データセンター関連機器やパソコン・タブレット端末などが活況を呈したことから、半導体の需要が引き続き拡大しました。自動車分野においては、期初では回復の兆しが見られたものの、世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱などの影響を受け減産を余儀なくされたことにより、新車販売台数は、中国、米国、欧州、国内ともに前年度実績を下回りました。また、国内の新設住宅着工戸数は、国土交通省の発表によりますと、2021年度は前年度比6.6%増となりました。

当社グループは、このような経営環境の中、「プラスチックの可能性を広げ、お客様の価値創造を通じて、『未来に夢を提供する会社』」をビジョンとし、「SDGsに則し、機能性化学分野で『ニッチ&トップシェア』を実現、事業規模の拡大を図る」を中期基本方針に掲げて、変化する社会のニーズや課題の解決に貢献することで持続可能な社会の実現を目指して事業運営に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上収益は、半導体関連や高機能プラスチックの売上増加に加えて、2020年10月のS Bカワスマ株式会社（2021年10月1日付で川澄化学工業株式会社より社名変更）の連結子会社化に伴う売上増加により、前期比25.9%増加し2,631億14百万円と、541億12百万円の増収となりました。損益につきましては、事業利益*は、原料価格高騰に対して継続的な販売価格改定、原価改善および固定費の適正化に努めたことに加え、各セグメントにおける売上増加により、前期比59.2%増加し264億89百万円となり、営業利益は、前期比25.0%増加し248億87百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比38.6%増加し182億99百万円となりました。

当社としましては、現今の原料価格の高騰やサプライチェーンの逼迫を念頭に、顧客への安定供給を第一に考え、調達先の複数化、安全在庫の確保などによるリスクの低減に努めるとともに、サプライチェーン動向の情報収集活動強化、新規顧客・用途開拓活動の推進により、収益水準の維持・強化を進めているところであります。また、当社の重要な目標としてカーボンニュートラルの実現に向けて取り組むとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）を意識した経営を推進し、競争力のある製品やサービスを創出してまいります。

* 当社グループでは、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標のひとつとして「事業利益」という段階利益を導入しております。「事業利益」は、「売上収益」から「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除して算出しております。

区 分	当 期	前 期	前 期 比
売 上 収 益	263,114百万円	209,002百万円	25.9%の増加
事 業 利 益	26,489百万円	16,642百万円	59.2%の増加
営 業 利 益	24,887百万円	19,914百万円	25.0%の増加
親会社の所有者に帰属する当期利益	18,299百万円	13,198百万円	38.6%の増加

(部門別の概況)

部門別売上収益の状況

部 門	当 期	前 期	前 期 比
半 導 体 関 連 材 料 部 門	75,787百万円	57,266百万円	32.3%の増加
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク 部 門	92,244百万円	72,559百万円	27.1%の増加
クオリティオブライフ関連製品部門	94,444百万円	78,583百万円	20.2%の増加
そ の 他	639百万円	594百万円	7.6%の増加

(半導体関連材料部門)

半導体封止用エポキシ樹脂成形材料は、世界的な半導体需要の拡大により、売上収益は大幅に増加しました。既存の顧客・用途での強い需要に加えて、中国での新規顧客開拓やECU（電子制御ユニット）向け一括封止材料などの車載用途の拡販が大きく寄与しました。さらなる需要拡大に備えるべくグローバルな生産能力の増強を実行しており、中国で増設した設備が2022年初頭に稼働を開始しました。今後も2022年中に欧州、2023年には台湾で新たな設備が稼働を開始する予定です。感光性ウエハーコート用液状樹脂は、主要用途であるメモリー需要が好調で、売上収益は大幅に増加しました。半導体用ダイボンディングペーストについても、旺盛な半導体需要により、売上収益は大幅に増加しました。

また、半導体パッケージ基板材料「LαZ[®]」シリーズは、5Gスマートフォンの需要増加などにより、売上収益は増加しました。

(高機能プラスチック部門)

工業用フェノール樹脂およびフェノール樹脂成形材料は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が最も顕著だった前期上半期を底に、自動車用途向けが回復しました。2021年7月以降は半導体不足などに起因する自動車減産の影響が懸念されましたが、アフター市場の下支えもあり、大きな影響とはなりません。また、民生用電気部材や銅張積層板などの電子部品向けも堅調に推移したことに加え、原料価格上昇に伴う価格改定の影響もあり、売上収益は大幅に増加しました。

航空機内装部品は、行動制限の緩和など市場環境に明るい兆しは見られたものの、本格的な航空機生産の回復には至っておらず、売上収益は減少しました。

(クオリティオブライフ関連製品部門)

医療機器製品は、2020年10月にS Bカワスミ株式会社（2021年10月1日付で川澄化学工業株式会社より社名変更）を当社グループに加えたことにより、売上収益は大幅に増加しました。同社は、2021年10月に当社の医療機器事業と統合し、本社・研究開発拠点を神奈川県川崎市にある殿町国際戦略拠点キングスカイフロント内に立ち上げました。さらなる経営の効率化を進めるとともに、成長領域である低侵襲治療*分野において独創性のある高度な医療機器の開発と安心・安全な製品の供給に努めてまいります。

バイオ関連製品は、検査や医薬開発の活発化などによる検体保存容器や細胞培養用のプラスチック消耗品の世界的な需要の増加により、売上収益は増加しました。また、新型コロナウイルスPCR検査用部材については、自動製造設備の導入により、感染状況を踏まえた顧客の需要に的確に応えられるような生産と供給に取り組みました。

ビニル樹脂シートおよび複合シートは、半導体需要の拡大により電子部品搬送用のカバーテープや半導体製造工程用のダイシングテープなど産業用フィルムで、売上収益は増加しました。医薬品包装用途では、ジェネリック医薬品メーカー向けが好調を維持し、新型コロナウイルスワクチン接種の増加により解熱鎮痛剤の需要も旺盛であったことから、売上収益は増加しました。

ポリカーボネート樹脂板および塩化ビニル樹脂板は、新型コロナウイルス感染防止用途の需要が一巡したことで飛沫防止板は減少しましたが、主力の土木建材向けやエクステリア用途が回復したことにより、売上収益は前期並みとなりました。

防水関連製品については、新設住宅着工戸数の回復に伴い住宅（新築・リフォーム）向けを中心に、売上収益は増加しました。

* 低侵襲治療とは、内視鏡やカテーテルなどを用いた、苦痛の少ない、身体にやさしい手術により、患者の負担を軽減する治療法です。

(2) 資金調達の状況

当期における資金調達については、増資または社債発行等、特別の資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、144億8百万円でした。

設備投資の主な内容は、次のとおりです。

社 名	設 備 の 内 容
S B カ ワ ス ミ 株 式 会 社	本社・研究開発拠点
V Y N C O L I T N V	車載用エポキシ樹脂成形材料生産ライン
蘇 州 住 友 電 木 有 限 公 司	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料生産ライン

(4) 企業再編等の状況

- ① 2021年10月1日付で、当社の完全子会社であるS Bカワスミ株式会社に対して、当社の医療機器事業を吸収分割により承継させました。
- ② 2022年4月1日付で、当社の完全子会社であるS Bバイオサイエンス株式会社を吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の影響をはじめとした不確実な状況・社会や環境の急激な変化にも適応できるよう、これまで以上に経営基盤を強化するとともに、社会課題の変化を成長機会に結びつけることで将来につながるサステナブルな経営を推進するべく、2021年度を初年度とする3か年の中期経営計画をスタートさせています。その骨子は、次のとおりであります。

ビジョン	プラスチックの可能性を広げ、お客様の価値創造を通じて、 「未来に夢を提供する会社」 を目指す
中期基本方針	SDGs に則し、機能性化学分野で 「ニッチ&トップシェア」 を実現、事業規模の拡大を図る
基本戦略	<ul style="list-style-type: none">・競争優位性のある新製品の開発、早期戦力化・既存製品の収益力強化、新規顧客・用途・地域の拡大・成長領域における積極的な戦略投資（M&A、DX等）

本中期経営計画の策定時に掲げた最終年度（2023年度）の数値目標（売上収益2,500億円、事業利益250億円、ROE10%）については、ROEを除いて初年度である2021年度において達成することができたことから、最終年度（2023年度）における数値目標として、売上収益3,000億円、事業利益300億円を新たに設定いたしました。ウクライナ情勢の悪化、資源価格高騰の長期化、サプライチェーンの混乱、新型コロナウイルス変異株の流行の懸念など、今後も先行き不透明な状況が継続すると考えられますが、社内プロジェクトの活用・推進等を通じて新製品の積極的な開発・早期の市場投入を加速し事業を拡大することで、新たな数値目標の達成に向けて、さらなる飛躍を目指します。

本中期経営計画の2年目に向けた当社グループの取り組みの概要は、次のとおりです。

サステナビリティの取り組みの推進

当社グループは、社会的問題を解決し、持続的な成長と価値創造を実現していくためには、経済的価値のみならず社会的価値向上への取り組みが不可欠と考えております。すべての事業活動において、当社の

基本方針である「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」の理念に基づいて「開発・モノづくり」を行い、持続可能な社会の実現に寄与できるよう取り組んでおります。

2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の具現化は、当社の基本方針の理念に通じるものであることから、SDGsへの取り組みの推進を本中期経営計画の施策の一つと位置付けております。当社グループでは、重点的に取り組むべきSDGsの領域を設定し、またSDGsに寄与する製品を「SDGs貢献製品」と定め、その売上収益比率を2020年度実績37%から、本中期経営計画の最終年度である2023年度には50%以上、そして2030年度には70%以上とする目標を掲げて取り組みを進めております。

また、当社グループにおけるSDGs重点領域の一つとして「気候変動」を定めており、本中期経営計画においては、2020年度に策定した「2050年環境ビジョン（ネットゼロ）」をもとに、2030年度のCO₂排出量46%削減（2013年度比）、2050年度のカーボンニュートラルを目標として掲げております。2021年度には、国内の当社グループの全工場・研究所において、外部から直接購入する電力のすべてをグリーン電力に切り替えたことで、国内における前述の2030年度目標を大幅に前倒しで達成することができました。さらに、欧州でも同様に、グリーン電力への100%切り替えを完了しております。また、当社グループは、2021年2月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しており、社内タスクチームを組織して、対応を進めております。これらの取り組みを通じて、2050年度のカーボンニュートラルへの挑戦を加速してまいります。

DXの推進

本中期経営計画では、DXを意識した経営を推進し、競争力のある製品やサービスを創出していくことを掲げております。研究分野におけるデータ駆動型の開発や生産技術のデジタル化のグローバル展開のほか、DX推進のための人財育成や風土の醸成に向けた取り組みを進めており、DXを通じてビジネスモデルの変革を起こすことで、新たな顧客価値の創出につながってまいります。

組織カルチャーの進化

当社グループでは、従業員一人ひとりが躍動し、人生産性を高めることが価値創造の源泉につながると考えております。本中期経営計画では、従業員個々人が活躍・挑戦できる風土を醸成するべく、人事制度の見直し、ダイバーシティの推進、働き方改革などさまざまな取り組みを行っております。これらの取り組みのほか、これまで取り組んできた組織の枠を越えた本社横断的な活動である「One Sumibe活動」、前述のDXの推進を通じて、新たな価値を生み出す組織作りを進めてまいります。

事業分野別の取り組み

(半導体関連材料)

中国および台湾に設置した新生産ラインの戦力化による製品供給力の確保など、半導体需要の拡大に対応した事業体制の構築により、グローバルシェアのさらなる拡大を目指します。また、自動車の電動化に向けた車載用の戦略製品の拡販や欧米での生産拠点の確立、5G通信やDXの拡大を見据えた先端材料・高機能材料の開発強化など、社会の変化に対応した新領域での事業拡大を推進します。

(高機能プラスチック)

基盤製品のグローバルでの体制・連携の強化によりシェアの拡大を目指すとともに、成長領域への集中と不採算事業の構造改革による製品ポートフォリオの変革を加速し、環境対応製品の積極的な開発・市場投入により、事業全体の競争力を確保し、収益力の強化を図ります。

(クオリティオブライフ関連製品)

・医療機器事業・バイオ事業

S Bカワスミ株式会社との医療機器事業の統合によるグループシナジーの最大化を図ります。また、バイオ事業では、完全子会社のS Bバイオサイエンス株式会社でこれまで取り組んできた体外診断用医薬品事業を当社に統合し構築したOne-Bio体制に基づいて、生・販・研一体での拡販を進めてまいります。これらの取り組みを通じて、診断から治療までを担う総合ヘルスケアメーカーに向けて、事業規模の拡大および収益力の強化を図ります。

・フィルム・シート事業

食品包装用スキンパックの積極展開や、モノマテリアルやバイオマス材料を利用した環境対応製品の市場投入など、機能性フィルムにより新たな事業領域を開拓し、事業規模の拡大を図ります。

・産業機能性材料事業および防水関連事業

光学制御製品や車載用絶縁材料などの差別化技術を生かした高付加価値製品の実績化により、高収益事業への転換を進めます。また、防水機能一体型の屋根材である「スミルーフDN[®]」の拡販を進め、防水材料だけでなく、一般建築分野に向けたビジネスを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 (I F R S)

区 分	第128期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第129期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第130期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第131期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上収益 (百万円)	212,952	206,620	209,002	263,114
事業利益 (百万円)	17,293	14,346	16,642	26,489
営業利益 (百万円)	13,587	10,285	19,914	24,887
税引前利益 (百万円)	19,548	11,499	16,139	25,880
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	15,084	8,986	13,198	18,299
基本的1株当たり当期利益 (円)	320.51	190.96	280.46	388.86
資産合計 (百万円)	284,898	283,322	345,763	370,836
資本合計 (百万円)	180,635	179,154	202,141	232,136
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,799.77	3,764.17	4,254.48	4,883.23

(注) 2018年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分は、第128期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

下記製品等の製造・販売

部 門	主 要 品 目 等
半 導 体 関 連 材 料 部 門	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料 感光性ウエハーコート用液状樹脂 半導体用液状樹脂 半導体基板材料
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク 部 門	フェノール樹脂成形材料 工業用フェノール樹脂 成形品 合成樹脂接着剤 エポキシ樹脂銅張積層板 フェノール樹脂銅張積層板 航空機内装部品
クオリティオブライフ関連製品部門	医療機器製品・医薬品 ビニル樹脂シートおよび複合シート メラミン樹脂化粧板・化粧シート ポリカーボネート樹脂板 塩化ビニル樹脂板 防水工事の設計ならびに施工請負 鮮度保持フィルム バイオ関連製品

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社		東京都品川区
研究所	先端材料研究所	栃木県宇都宮市
	バイオ・サイエンス研究所	神戸市西区
	コーポレートエンジニアリングセンター	静岡県藤枝市
	H P P 技術開発研究所	
	フィルム・シート研究所	兵庫県尼崎市
	産業機能性材料研究所	栃木県鹿沼市
	情報通信材料研究所	栃木県宇都宮市 福岡県直方市
工場	尼崎工場	兵庫県尼崎市
	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	静岡工場	静岡県藤枝市
	宇都宮工場	栃木県宇都宮市

(注) 2021年4月1日付で、バイオ・サイエンス研究所(神戸市西区)を設置しました。これに伴い、神戸市西区の先端材料研究所をバイオ・サイエンス研究所に統合しました。

② 子会社

国内	秋田住友ベーク株式会社 S B カワスミ株式会社 住ベシート防水株式会社 九州住友ベークライト株式会社	秋田県秋田市 川崎市川崎区 東京都品川区 福岡県直方市
海外	欧州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV (ベルギー) VYNCOLIT NV (ベルギー) SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U. (スペイン)
	北米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. (米国) DUREZ CORPORATION (米国) VAUPELL HOLDINGS, INC. (米国) SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC. (米国)
	アジア	南通住友電木有限公司 (中国) SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD. (マレーシア) 蘇州住友電木有限公司 (中国) SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール) 住友倍克澳門有限公司 (マカオ) 東莞住友電木有限公司 (中国) SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール) KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD. (タイ) 台湾住友培科股份有限公司 (台湾)

(注) 2021年10月1日付で、川澄化学工業株式会社は、S B カワスミ株式会社に商号を変更しました。また、同社は、同日付で、本社を東京都港区から川崎市川崎区に移転しました。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

部 門	従 業 員 数 (名)
半 導 体 関 連 材 料 部 門	1,034
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク 部 門	2,271
ク オ リ テ ィ オ ブ ラ イ フ 関 連 製 品 部 門	4,245
そ の 他	49
全 社 (共 通)	317
合 計	7,916 (前期末比-21)

(10) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

地域	会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
国内	秋田住友ベーク株式会社	百万円 490	100.00	工業用フェノール樹脂、医療機器製品、バイオ関連製品および合成樹脂接着剤の製造
	S B カワ ス ミ 株 式 会 社	百万円 310	100.00	医療機器製品および医薬品の開発・製造・販売
	住ベシート防水株式会社	百万円 300	100.00	防水材料の製造・販売および防水工事の設計・施工請負
	九州住友ベークライト株式会社	百万円 200	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料および感光性ウエハーコート用液状樹脂の製造
欧州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV	千ユーロ 109,283	100.00 (0.03)	工業用フェノール樹脂の製造・販売および当社グループ各社製品の仕入販売
	V Y N C O L I T N V	千ユーロ 9,665	100.00 (90.00)	フェノール樹脂成形材料等の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.	千ユーロ 71	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
北米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC.	千米ドル 381,250	100.00	北米地域子会社の持株会社
	DUREZ CORPORATION	千米ドル 104,360	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
	VAUPELL HOLDINGS, INC.	千米ドル 7	100.00 (100.00)	航空機内装部品および医療機器製品等の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 0.5	100.00 (100.00)	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
アジア	南通住友電木有限公司	千人民元 696,474	100.00	工業用フェノール樹脂、フェノール樹脂成形材料、液状エポキシ樹脂および共押出複合シートの製造・販売
	SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.	千米ドル 62,204	100.00	フェノール樹脂銅張積層板の製造・販売
	蘇州住友電木有限公司	千人民元 355,414	100.00 (100.00)	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 31,314	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料および半導体用液状樹脂の製造・販売
	住友倍克澳門有限公司	千米ドル 30,665	100.00	エポキシ樹脂銅張積層板の製造・販売
	東莞住友電木有限公司	千人民元 49,981	100.00	医療機器製品の製造・販売
	SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 5,121	100.00	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
	KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 235,000	99.51 (99.51)	医療機器製品および医薬品の製造
	台湾住友培科股份有限公司	千台湾ドル 800,000	69.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製造・販売

(注) 議決権比率欄の () 内は、当社の子会社が有する議決権の比率を内数で示しております。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
住友生命保険相互会社	2,000
株式会社日本政策投資銀行	1,500
株式会社三菱UFJ銀行	1,496
株式会社三井住友銀行	1,478
農林中央金庫	1,450
三井住友信託銀行株式会社	1,260

(注) 上記のほか、シンジケートローンとして18,936百万円の借入れがあります。

2. 会社の株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 株式の種類および単元株式数

種 類	普通株式
単 元 株 式 数	100株

(2) 株 式 数

発行可能株式総数	160,000,000株
発行済株式総数	49,590,478株 (自己株式2,534,727株を含む。)

(3) 株 主 数

うち単元株主数	10,535名
	7,165名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
住 友 化 学 株 式 会 社	10,509	22.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,326	17.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,085	6.56
株式会社かんぽ生命保険	1,225	2.60
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,117	2.38
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	873	1.86
株式会社三井住友銀行	872	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	859	1.83
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	568	1.21
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	523	1.11

(注) 1. 当社は自己株式2,534千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の状況

氏名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
林 茂	代表取締役会長	グリーンケミカルズ株式会社 代表取締役社長
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲垣 昌幸	取締役 副社長執行役員	生産技術本部長 研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インター ポーザ事業開発推進部統轄 コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝隈 純俊	取締役 専務執行役員	半導体関連材料セグメント統轄 台湾住友培科股份有限公司 董事長
中村 隆	取締役 専務執行役員	経営戦略企画室長 総務本部、人事本部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、情報システム部、調達本部担当 住友情報システム株式会社 代表取締役社長
桑木 剛一郎	取締役 常務執行役員	高機能プラスチックセグメント統轄 SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DIRECTOR (CEO) VAUPELL HOLDINGS, INC. DIRECTOR (CHAIRMAN & CEO) 住友倍克澳門有限公司 CHAIRMAN
小林 孝	取締役 常務執行役員	医療機器事業本部長 フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、尼崎工場統轄 S-バイオ事業部担当 秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長 S B カワスマ株式会社 代表取締役会長
阿部 博之	取締役	
松田 和雄	取締役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永島 恵津子	取締役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役
寺沢 常夫	常勤監査役	
青木 勝重	常勤監査役	
山岸 和彦	監査役	あさひ法律事務所 弁護士 新コスモス電機株式会社 社外監査役
川手 典子	監査役	川手公認会計士事務所 公認会計士 税理士 米国公認会計士 クリアコンサルティング株式会社 代表取締役 キャストグローバルグループ パートナー いちご株式会社 社外取締役 ニチレキ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち山岸和彦および川手典子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 常勤監査役寺沢常夫氏は、当社の経理統轄取締役を務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役青木勝重氏は、他社で経理部門および内部統制・監査部門の業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役川手典子氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役山岸和彦および川手典子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。
5. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
① 2021年6月24日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって、永島恵津子氏は監査役を辞任いたしました。
② 2021年6月24日開催の第130期定時株主総会において、新たに永島恵津子氏が取締役に、川手典子氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況は、2022年4月1日現在、次のとおりとなっております。

氏名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
林 茂	代表取締役会長	グリーンケミカルズ株式会社 代表取締役社長
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲垣 昌幸	取締役 副社長執行役員	生産技術本部長 研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ事業開発推進部統轄 コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝隈 純俊	取締役 副社長執行役員	高機能プラスチックセグメント、スマートコミュニティ市場開発本部統轄 SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DIRECTOR (CEO)
中村 隆	取締役 専務執行役員	経営戦略企画室長 総務本部、人事本部、大阪事務所、名古屋事務所統轄 経理企画本部、情報システム部、調達本部担当 住ベ情報システム株式会社 代表取締役社長
桑木 剛一郎	取締役 常務執行役員	高機能プラスチック製品事業本部副事業本部長 高機能プラスチック製品事業本部航空機材料部長 VAUPELL社エアロ事業担当 VAUPELL HOLDINGS, INC. DIRECTOR (CHAIRMAN & CEO)
小林 孝	取締役 常務執行役員	医療機器事業本部長 フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、尼崎工場統轄 S-バイオ事業部担当 秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長 S B カワスミ株式会社 代表取締役会長
阿部 博之	取締役	
松田 和雄	取締役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永島 恵津子	取締役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役

(ご参考)

執行役員を兼務する取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

氏名	地位	担当
倉知圭介	常務執行役員	半導体関連材料セグメント統轄 九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長
文田雅哉	常務執行役員	尼崎工場長 神戸事業所長 フィルム・シート研究所統轄
竹崎義一	常務執行役員	総務本部、人事本部、大阪事務所、名古屋事務所担当
指田暢幸	常務執行役員	産業機能性材料研究所、産業機能性材料営業本部、スマートコミュニティ 市場開発本部、鹿沼工場、シート防水事業担当
鈴木真	常務執行役員	高機能プラスチック製品事業本部長 高機能プラスチック製品事業本部グ ローバル経營業務室長 欧州高機能プラスチック事業、中国高機能プラスチック事業、静岡工場統轄 アジア高機能プラスチック事業、北米高機能プラスチック事業、H P P技 術開発研究所、アジア営業本部担当
鍛冶屋伸一	常務執行役員	情報通信材料営業本部長 情報通信材料研究所担当
アレックス ゲスケンス	執行役員	高機能プラスチック製品事業本部副事業本部長 欧州高機能プラスチック事業担当
藤村宜久	執行役員	高機能プラスチック製品事業本部副事業本部長 中国高機能プラスチック事業担当
田中厚	執行役員	フィルム・シート営業本部長 フィルム・シート研究所担当
中西久雄	執行役員	研究開発本部長 先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ 事業開発推進部担当
金沢敏秀	執行役員	高機能プラスチック製品事業本部副事業本部長 静岡工場長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役青木勝重、山岸和彦および川手典子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社（北米地区を除く。）の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年6月24日開催の取締役会の決議により、次のとおり定めております。

取締役の報酬は、「月額報酬」および「賞与」で構成する。月額報酬は役位ごとの固定報酬とし、賞与は事業の年度計画の達成への意欲を高めるため、事業年度の事業利益を基準に支給額を算定する。なお、社外取締役は月額報酬のみとする。月額報酬と賞与の年度支給総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

イ. 月額報酬

月額報酬の個別支給額は、代表取締役会長および取締役が兼務する社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の役位ごとに支給額を定める。社外取締役は、一定の額とする。

ロ. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。

ハ. 月額報酬と賞与の割合

賞与を上記基準により決定するため、月額報酬と賞与との割合は定めない。

ニ. 支給時期

月額報酬は、取締役の在任期間中、毎月支給する。賞与は、在任する事業年度に関する定時株主総会の日に支給する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

会長、社長および独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている取締役）で構成する指名・報酬委員会に対して、2021年6月24日開催の取締役会決議により、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しました。

イ. 受任者（指名・報酬委員会委員）

代表取締役会長 林 茂
代表取締役社長 藤原 一彦
独立社外取締役 阿部 博之
独立社外取締役 松田 和雄
独立社外取締役 永島恵津子

□. 委任された権限の内容

取締役の役位別の月額支給額の決定および賞与の配分における役位別の支給額の決定

ハ. 委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行を取締役会から独立して、客観的かつ公正に評価を行う必要があることから、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に決定を委任することが最も適していると考えられるためです。

二. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置および個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会は、独立性および客観性を確保し、権限が適切に行使されるようにするため、委員の過半数を独立社外取締役に構成するものとし、その決議は出席委員の過半数をもって決定することとしております。このため取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）であり、その総額および個別支給額は、株主総会で決議された報酬額の限度の範囲内で、監査役の協議により決定されます。

なお、監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人員(名)
		月額報酬	賞与	
取締役	489	333	156	10
監査役	76	76	—	5
(上記のうち) 社外役員	55	55	—	6

- (注) 1. 永島恵津子氏は、2021年6月24日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任した後、社外取締役に就任したため、支給額および支給人員について、監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に含めて記載しております。
2. 取締役に対する賞与の算定指標となる事業利益の当事業年度の期初目標は19,000百万円であり、その実績は26,489百万円となりました。
3. 取締役には使用人給与を支給しておりません。
4. 社外取締役および監査役には賞与を支給しておりません。
5. 2021年6月24日以前の当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項は、次のとおりです。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

取締役の報酬は、「月額報酬」および「賞与」で構成する。月額報酬は役位ごとの固定報酬とし、賞与は事業の年度計画の達成への意欲を高めるため、事業年度の事業利益を基準に支給額を算定する。なお、非業務執行の取締役は月額報酬のみとする。月額報酬と賞与の年度支給総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

イ. 月額報酬

月額報酬の個別支給額は、代表取締役会長および取締役が兼務する社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の役位ごとに支給額を定める。非業務執行の取締役は、一定の額とする。

□. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。

ハ. 月額報酬と賞与の割合

賞与を上記基準により決定するため、月額報酬と賞与との割合は定めない。

二. 支給時期

月額報酬は、取締役の在任期間中、毎月支給する。賞与は、在任する事業年度に関する定時株主総会の日に支給する。
(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

取締役の報酬等の額の決定に関する任意の委員会として、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている取締役）および代表取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会の審議を受けることを条件に、取締役の個人別の月額報酬および賞与の額の決定を、取締役会決議により、次のとおり代表取締役に委任しました。

イ. 受任者 代表取締役会長 林 茂

代表取締役社長 藤原 一彦

ロ. 委任された権限の内容

取締役の役位別の月額支給額の決定および賞与の配分における役位別の支給率の決定

ハ. 委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行の詳細で公正な評価を行う必要があると見做され、職責上、代表取締役が委任を受けて行うことが最も公正で機動的と考えられるためです。

二. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置および個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役が作成した月額報酬ならびに賞与の年度支給総額および個人別支給額について、上記の決定方針に沿っているか慎重に審議を行い、その審議結果を取締役に答申いたしました。取締役会はその答申を受け、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員の状況

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
阿 部 博 之 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
松 田 和 雄 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
永 島 恵 津 子 (社外取締役)	社外取締役就任後の取締役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
山 岸 和 彦 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回のすべておよび監査役会19回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。
川 手 典 子 (社外監査役)	社外監査役就任後の取締役会10回のすべておよび監査役会13回のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務、会計および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。

4. 会計監査人の状況（2022年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	130百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV、VYNCOLIT NV、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.、南通住友電木有限公司、SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.、蘇州住友電木有限公司、SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.、住友倍克澳門有限公司、東莞住友電木有限公司、SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.、KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.および台湾住友培科股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性およびその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

当社は、基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、会社の業務が適正に行われることを確保するための体制の整備について、取締役会の決議により、次のとおり定めております。

(1) 当社および当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」に基づき、「私たちの行動指針」を定め、当社および当社グループ（以下、グループという。）の役職員に周知する。グループの役職員は、法令・定款および決められたルールを遵守し、かつ企業倫理にもとる行為を行わないことを職務執行の基本とする。
- ② 「コンプライアンス委員会」は、規程に基づき社長が取締役から任命する委員長の下で、グループのコンプライアンスの状況調査、改善、教育啓蒙等を行う。
- ③ グループ各社は内部通報制度を整備し、役職員は社内外に設置された通報窓口に通報することができ、窓口へ寄せられた情報は当社社長またはグループ各社の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。
- ④ 「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を充実させ、内部統制の実施、評価、報告および是正等の適切な運営を行うとともに会社情報の適時適切な開示を行う。
- ⑤ グループ各社は、反社会的勢力との関係の排除、贈収賄やカルテル等の違法行為の防止に関し、規程および必要な手続を定め、周知徹底および適切な管理運用に努める。
- ⑥ 当社の監査室および所管業務に関して内部監査を行う部署（以下、内部監査部門という。）は、グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。

(2) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびにグループ各社から当社への職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社の役職員の職務執行における意思決定は、「起案規程」に基づき稟議手続を行い、文書または電磁的方法により稟議手続の記録を保存する。
- ② 当社の役職員の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書規程」、「文書保存規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ基本方針」等の諸規程およびこれらに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理を行う。
- ③ グループ各社は、情報の保存・管理について、適切な意思決定手続および保存のルールを定め、管理を行う。
- ④ 「関係会社管理運営規程」において、グループ各社が行う事業上の重要事項、グループ各社の財政状態および営業成績に影響を及ぼす事象について当社への報告を義務付ける。
- ⑤ 内部監査部門は、グループにおける職務執行に係る情報の保存、管理および報告の状況を諸規程およびマニュアル等に照らし監査を行い、適切な保存および管理のための助言・提案等を行う。

(3) 当社および当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」において、グループのリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスク対し的確な管理・実践を行う。
- ② グループのリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置する。個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は進捗を委員会に報告する。
- ③ グループでの危機発生時における基本方針、体制、情報伝達ルート等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
- ④ 内部監査部門は、グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

(4) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを実行するための経営目標を定める。
- ② 当社の取締役会は執行役員を選任し、執行役員は社長の指揮命令の下で業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- ③ 当社は、取締役、監査役および執行役員で構成する「役員連絡会」を定期的で開催し、グループの業務執行の方針の伝達および業務執行状況の報告を行う。
- ④ グループで横断的に取り組む必要なテーマについては、各種委員会において社長が任命する委員長の下で業務を行い、重要な事項は当社の取締役会において報告される。
- ⑤ 定期的にグループの業務執行の責任者が一堂に会し、経営方針の周知ならびにグループ内の意思疎通の向上を図る。
- ⑥ 当社の役職員は、グループ各社の取締役等を兼務し、グループの経営方針に沿った職務の執行を行う。
- ⑦ グループの業務の適正を図るため「関係会社管理運営規程」において、子会社の意思決定に関する当社の関与の基準および程度を明確にする。
- ⑧ 「連結子会社の内部統制に係る包括的指針」を定め、グループ各社における内部統制構築ならびに統制活動の持続的運営を図る。
- ⑨ 内部監査部門は、グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、経営効率の向上のため改善・合理化への助言・提案等を行う。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 規程に基づき、監査役の職務を補助するため監査役付属を置き、その員数、能力等については監査役会の要請に基づき、必要に応じて見直すことに努める。
 - ロ. 監査役付属は監査役の指揮命令の下で業務を執行するものとし、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。また、監査役付属の異動等については監査役会と事前に調整を行う。
- ② 監査役への報告に関する体制
 - イ. グループの役職員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
 - ロ. 当社社長の決裁を必要とする重要な意思決定については常勤監査役に回覧し、当社の取締役会の決議事項に関する情報は、各監査役に事前に通知する。
 - ハ. 当社の役職員は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを監査役に報告する。グループ各社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを当社の役職員に報告し、報告を受けた当社の役職員はこれを監査役に報告する。
 - ニ. グループ各社の内部通報制度の通報窓口に寄せられた情報のうち、法令・定款に違反する事実やおそれのある事項またはその他重要な事項については当社の担当部門を通じて監査役に報告する。
 - ホ. グループの役職員が内部通報その他の情報について監査役に通報をしたことに関して不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
監査役の職務の執行のために必要な費用については、請求時速やかに処理するものとし、必要に応じて事前に支払う。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べることができる。
 - ロ. 監査役は、内部監査部門および会計監査人と関係を図るため、必要な範囲内で内部監査報告会や会計監査講評等に立ち会う。
 - ハ. 監査役会が作成する年間監査計画におけるグループ全体の重点監査事項は、取締役および執行役員に周知され、取締役および執行役員はこれに協力する。
 - ニ. 代表取締役は定期的に監査役との懇談を行い、業務執行における適正を確保するため相互に意見交換を行う。

(運用状況の概要)

当事業年度における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・10月をコンプライアンス月間と定め、eラーニングによる教育等を通じて「私たちの行動指針」の周知徹底を図ったほか、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施しました。
- ・コンプライアンス委員会を3回開催し、グループのコンプライアンスに関する取り組みの方針の策定およびその進捗を確認しました。
- ・当社の内部通報制度による内部通報の内容はすべて社長に報告され、その指示の下、主管部門を通じて適切に対応・処理しました。また、当社およびグループ各社における内部通報制度の利用状況および対応状況について、コンプライアンス委員会において定期的な確認を実施しました。
- ・グループの贈収賄防止に関する基本原則として、新たに「住友ベークライトグループ贈収賄防止ポリシー」を制定するとともに、グループの役職員が贈収賄またはその疑いのある行為に直面した場合の行動基準および遵守事項を定めるものとして、「住友ベークライトグループ贈収賄防止基本規程」を策定しました。
- ・財務報告に係る内部統制については、当社の監査室がグループの内部統制評価を実施し、グループの内部統制が適切に運用されていることを確認しました。
- ・当社の監査室によって行われた当社およびグループ各社における管理・運営の制度および業務執行の状況に対する検討・評価、これに基づく改善への助言・提案、是正状況の確認等の内部監査の結果を取締役会で確認しました。また、当社の生産技術本部は、グループのモノづくりの全プロセスに関する内部監査を実施し、安全・環境・品質などの観点で総合的に点検して指摘・改善提案を行いました。

(2) リスク管理体制

- ・リスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える主要リスクの選定、主要リスクの対応策の妥当性確認および追加検討すべき対策、個別リスクに対しての必要な施策についての指示などを主管部門、各事業部門に対して行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、2009年に策定した「新型インフルエンザ対応マニュアル」の適用対象を感染症全般へと拡大する形で見直し、「全社『新型コロナウイルス』対策マニュアル」を策定しました。同マニュアルを活用して整備した体制の下、役職員の安全確保と事業の継続の両立に向けた対策を取りました。

(3) グループ管理体制

- ・グループ会社の運営については、「関係会社管理運営規程」に基づき必要な情報を把握し、重要な案件は当社取締役会において報告・審議しました。
- ・SDGsを含むグループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に行う母体であるサステナブル推進委員会の下、その下部委員会であるコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、レスポンシブル・ケア委員会、SDGs推進委員会、カーボンニュートラル推進委員会、情報セキュリティ対策委員会などを定期的に開催し、グループで取り組むべきテーマについて適宜検討を行いました。
- ・年2回開催する業務連絡会において、グループの業務執行の責任者間で経営方針・課題の共有を行い、グループで一体となった事業運営を進めております。

(4) 取締役の職務執行の体制

- ・当事業年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、その基本方針および基本戦略の下、当事業年度における各事業部門の事業戦略や年間予算を定め、その進捗や達成状況を適宜取締役会で確認しました。
- ・役員連絡会を原則として毎月1回開催し、取締役会で決定された方針や重要事項を周知するとともに、業績の報告および各執行役員からの業務の執行状況の報告を行い、重要事項のレビューおよび情報の共有を行いました。
- ・取締役会の実効性の確保に向けて、取締役会に出席する全従業員のアンケートによる自己評価およびこの集計結果に基づく議論により、取締役会の実効性の分析・評価を行い、従前の課題の改善状況の確認や、新たな課題の抽出およびこれに対する取り組みの検討を進めております。

(5) 監査役の監査の体制

- ・すべての監査役は、在任中のすべての監査役会、取締役会、役員連絡会、社外取締役が参加する社外役員会に出席して必要な意見を述べたほか、常勤監査役が中核となり、業務連絡会、予算審議会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会などの、経営や内部統制に関する重要な会議にも参加して、監査に必要な情報を収集するとともに、意見交換を行いました。
- ・監査役および監査役会は、当社が抱えるリスクの検討を行った上で、当年度の監査計画と重点監査項目を決定し、取締役会にその概要を報告して、取締役の協力を得て往査などの監査活動を行いました。
- ・社長と監査役は、定期的に会合を持ち、会社経営をめぐる諸課題や監査役の監査活動について意見交換を行いました。
- ・当社は、社長の決裁を必要とするすべての重要な意思決定の常勤監査役への回覧や、取締役会の決議事項の全監査役への事前の説明に加え、内部通報を含めた、グループの法令・定款に違反するあるいはそのおそれのある事項、その他グループの運営に係る重要な事項について監査役へ必要な報告を行いました。
- ・監査役および監査役会は、ウェブ会議形式も活用しながら、常勤監査役が内部監査や会計監査の往査の講評に参加するほか、社外監査役も加わって内部監査部門や会計監査人と定期的に会合を持つなどして、内部監査部門や会計監査人との緊密な連携を保ちました。
- ・当事業年度は、兼務の1名ないし2名の監査役付属が監査役の指揮命令下で、各監査役および監査役会の活動を補助しました。なお、期中で監査役付属の交代がありましたが、事前に監査役会の同意を得た上で行いました。

(注) 本事業報告における金額、比率および株式数の表示方法は、注記がある場合を除き、次のとおりであります。ただし、「-」と表示している場合は「なし」を表しております。

1. 百万円単位の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上収益および利益の増減比率は四捨五入により小数点第1位まで、議決権比率および持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。
3. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	223,291	流 動 負 債	97,110
現金及び現金同等物	109,217	借入金	35,155
営業債権及びその他の債権	59,414	営業債務及びその他の債務	56,316
その他の金融資産	47	その他の金融負債	1,422
棚卸資産	50,276	未払法人所得税等	3,241
その他の流動資産	4,337	引当金	200
		その他の流動負債	776
非 流 動 資 産	147,546	非 流 動 負 債	41,591
有形固定資産	101,456	借入金	23,467
使用権資産	6,963	その他の金融負債	3,578
のれん	1,260	退職給付に係る負債	4,148
その他の無形資産	2,488	引当金	1,235
その他の金融資産	27,539	繰延税金負債	8,592
退職給付に係る資産	5,500	その他の非流動負債	571
繰延税金資産	2,211	負 債 合 計	138,701
その他の非流動資産	128	資 本	
資 産 合 計	370,836	親会社の所有者に帰属する持分	229,784
		資本金	37,143
		資本剰余金	35,137
		自己株式	△ 6,794
		その他の資本の構成要素	24,915
		利益剰余金	139,383
		非 支 配 持 分	2,352
		資 本 合 計	232,136
		負 債 及 び 資 本 合 計	370,836

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
売	上	収	益	263,114
売	上	原	価	△ 182,708
売	上	総	利	80,406
販	売	費	及	△ 53,917
		び	一	
		般	管	
		理	費	
事	業	利	益	26,489
そ	の	他	の	150
そ	の	他	の	△ 1,753
		収	益	
		費	用	
営	業	利	益	24,887
金	融	収	益	1,291
金	融	費	用	△ 298
税	引	前	利	25,880
法	人	所	得	△ 7,220
		税	費	
		用		
当	期	利	益	18,660
非	支	配	持	361
		分		
親	会	社	の	18,299
所	有	者	に	
帰	属	す	る	
当	期	利	益	

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	37,143	35,137	△ 6,785	124,052
当期利益	—	—	—	18,299
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	18,299
剰余金の配当	—	—	—	△ 4,470
自己株式の取得	—	—	△ 9	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	1,503
所有者との取引合計	—	—	△ 9	△ 2,968
当期末残高	37,143	35,137	△ 6,794	139,383

	親会社の所有者に帰属する持分					非 持 支 配 分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素						
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動額	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計		
当期首残高	10,431	—	△ 111	338	10,658	1,936	202,141
当期利益	—	—	—	—	—	361	18,660
その他の包括利益	△ 750	1,674	60	14,776	15,759	213	15,973
当期包括利益	△ 750	1,674	60	14,776	15,759	574	34,632
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 159	△ 4,629
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 9
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	171	△ 1,674	—	—	△ 1,503	—	—
所有者との取引合計	171	△ 1,674	—	—	△ 1,503	△ 159	△ 4,638
当期末残高	9,852	—	△ 52	15,114	24,915	2,352	232,136

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	214,566	負債の部	96,873
流動資産	61,907	流動負債	69,707
現金及び預金	12,638	支払手形	907
受取手形	3,798	買掛金	22,739
売掛金	22,247	短期借入金	4,856
商品及び製品	3,841	1年内返済予定の長期借入金	2,500
半製品	2,701	コマーシャル・ペーパー	28,000
仕掛品	105	未払金	1,587
原材料及び貯蔵品	4,505	未払費用	1,506
前払費用	464	未払法人税等	696
短期貸付金	856	預り金	4,300
未収入金	10,667	賞与引当金	1,737
その他	79	その他	874
固定資産	152,659	固定負債	27,166
(有形固定資産)	(34,592)	長期借入金	22,710
建物	14,384	繰延税金負債	4,037
構築物	714	環境対策引当金	144
機械及び装置	8,643	資産除去債務	79
車両運搬具	14	長期預り保証金	121
工具、器具及び備品	1,539	その他	73
土地	7,098	純資産の部	117,693
リース資産	52	株主資本	109,547
建設仮勘定	2,146	資本金	37,143
(無形固定資産)	(874)	資本剰余金	35,359
ソフトウェア	747	資本準備金	35,358
その他	127	その他資本剰余金	0
(投資その他の資産)	(117,192)	利益剰余金	43,839
投資有価証券	18,259	利益準備金	4,136
関係会社株式	92,220	その他利益剰余金	39,702
長期貸付金	3,310	別途積立金	32,500
長期前払費用	79	繰越利益剰余金	7,202
前払年金費用	4,889	自己株式	△ 6,794
その他	517	評価・換算差額等	8,146
貸倒引当金	△ 2,084	その他有価証券評価差額金	8,146
資産合計	214,566	負債純資産合計	214,566

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		99,737
売上原価		65,246
売上総利益		34,491
販売費及び一般管理費		23,976
営業利益		10,515
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	1,122	
雑収入	348	1,485
営業外費用		
支払利息	153	
雑損失	340	494
経常利益		11,507
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	150	170
特別損失		
固定資産除売却損	90	
関係会社株式評価損	385	
減損	890	
その他	20	1,387
税引前当期純利益		10,290
法人税、住民税及び事業税	2,362	
法人税等調整額	300	2,662
当期純利益		7,627

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金 配当積立金
当 期 首 残 高	37,143	35,358	0	4,136	2,200
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
配 当 積 立 金 の 取 崩					△ 2,200
会 社 分 割 に よ る 減 少					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 2,200
当 期 末 残 高	37,143	35,358	0	4,136	—

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	32,500	2,478	△ 6,785	107,031	8,797	115,829
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 4,470		△ 4,470		△ 4,470
当 期 純 利 益		7,627		7,627		7,627
自 己 株 式 の 取 得			△ 8	△ 8		△ 8
配 当 積 立 金 の 取 崩		2,200		—		—
会 社 分 割 に よ る 減 少		△ 633		△ 633		△ 633
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					△ 651	△ 651
当 期 変 動 額 合 計	—	4,724	△ 8	2,515	△ 651	1,864
当 期 末 残 高	32,500	7,202	△ 6,794	109,547	8,146	117,693

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

住友ベークライト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ベークライト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友ベークライト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

住友パークライト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 雄 飛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友パークライト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、web会議システムも活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とweb会議システムも活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてweb会議システムも活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

住友ベークライト株式会社 監査役会

常勤監査役	寺 沢 常 夫	㊟
常勤監査役	青 木 勝 重	㊟
社外監査役	山 岸 和 彦	㊟
社外監査役	川 手 典 子	㊟

以 上

MEMO

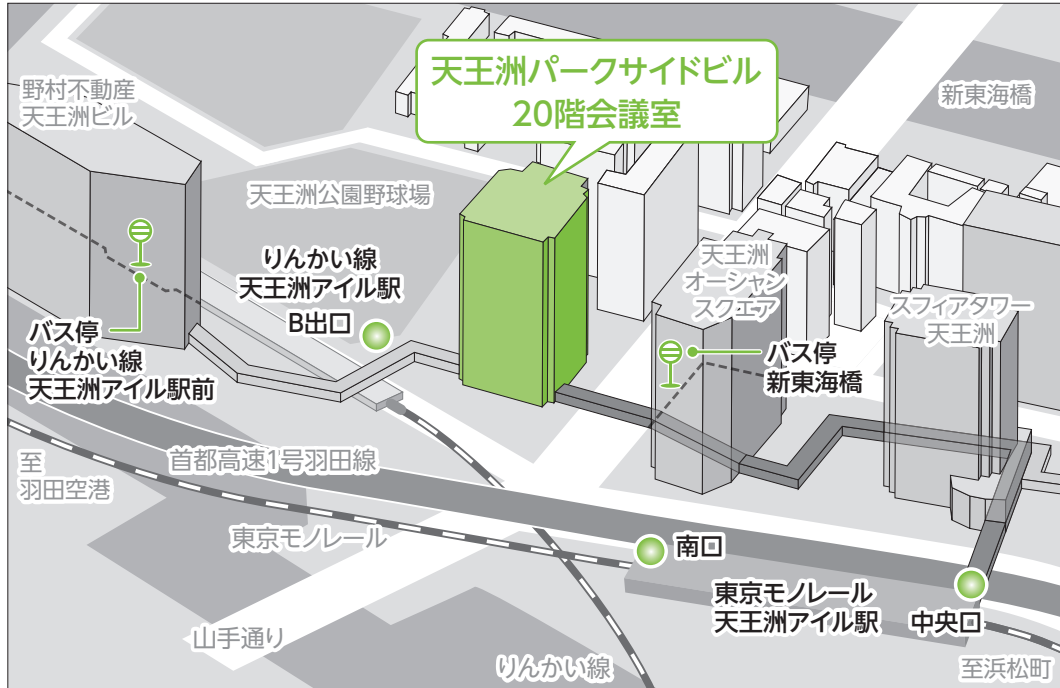
株主総会会場ご案内図

会場

天王洲パークサイドビル20階

住友ベークライト株式会社 会議室

東京都品川区東品川二丁目5番8号 電話03-5462-4111



交通のご案内

- 東京モノレール 天王洲アイル駅下車（中央口、南口）
- りんかい線 天王洲アイル駅下車（B出口）
- 都バス
品川駅港南口（バス停4番）から約5分、「新東海橋」下車
品川駅港南口（バス停5番）から約9分、「りんかい線天王洲アイル駅前」下車

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

